

2024年3月号

(2024年3月18日発行)

大阪：〒598-0013 大阪府泉佐野市中町 1-2-4

e-mail：info@senshu-sr.com

HP：<https://senshu-sr.com>

泉州経営協会 静社労士事務所便り

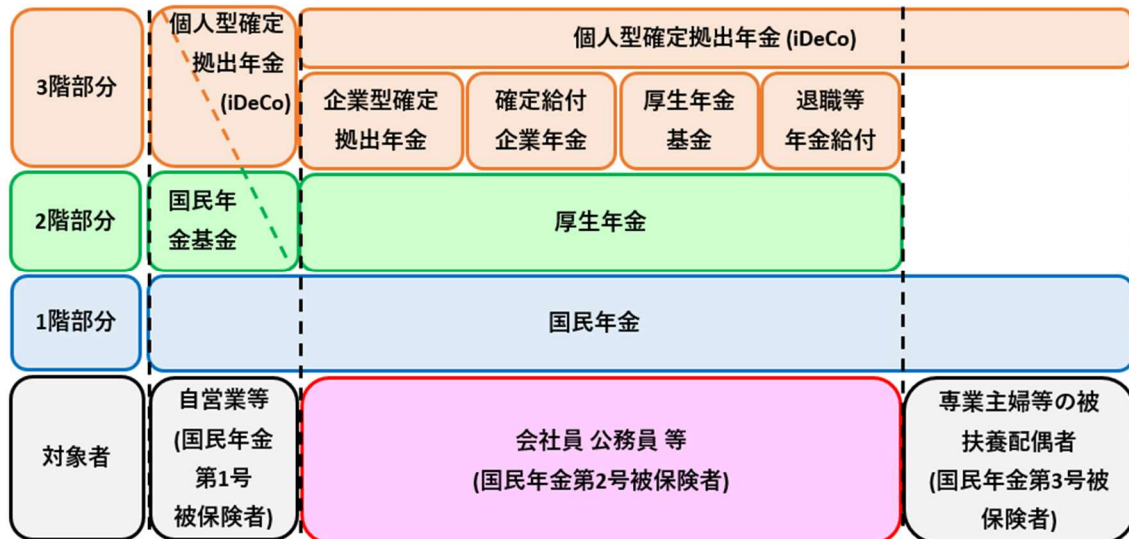
2024年度の在職老齢年金の支給停止調整額が48万円から50万円に変更

少子高齢化や多様な働き方などにより、年金をもらいながら働かれる方も多く見受けられるようになりました。今回は、在職されている方の年金はどうなるのか？についてご案内していきます。

※過去の事務所便りは、<<https://senshu-sr.com/>>の事務所便りタブよりご覧頂けます。

◆日本の年金制度

日本の年金制度は3階建てとなっています。



今回注目する会社員などの国民年金第2号被保険者が加入している厚生年金は、原則65歳から受け取ることができます(老齢厚生年金)。ただ、65歳以降も働き続ける人は、老齢厚生年金と給与を受け取るようになるため、これらの金額によっては、老齢厚生年金が一部または全部停止されます(在職老齢年金)。今回、停止するかどうかの基準に用いられる支給停止調整額が48万円から2024年度は50万円に変更されることにより、老齢厚生年金が停止されにくくなります。※本件は、厚生年金(老齢厚生年金)に関する内容であり、国民年金(老齢基礎年金)には影響いたしません。

◆在職老齢年金

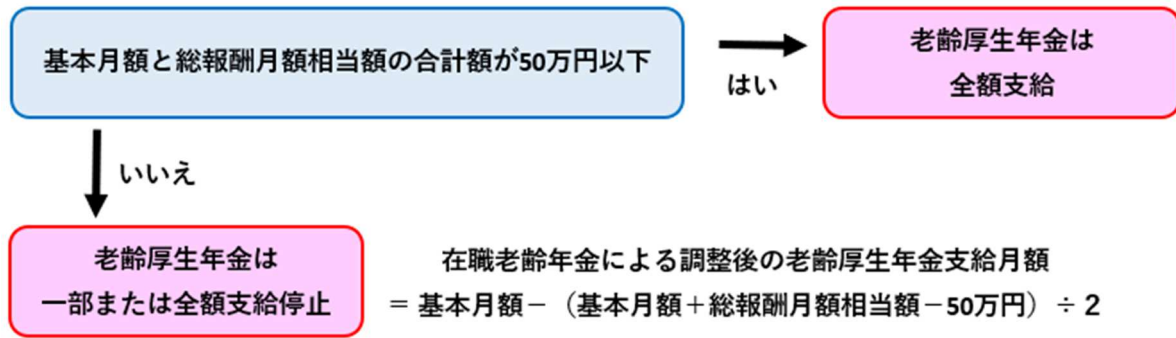
在職老齢年金とは、老齢厚生年金を受給している厚生年金(70歳まで加入可)の被保険者、および70歳以上で年齢以外の厚生年金加入要件を満たしている方について、「基本月額」+「総報酬月額相当額」の合計額が48万円(2024年度は50万円、以下50万円とする)を超えたら、老齢厚生年金額を一部または全部停止する制度です。

・「基本月額」：老齢厚生年金の月額

・「総報酬月額相当額」：その月の標準報酬月額(相当額)+その月以前1年間の標準賞与額(相当額)の合計÷12

※70歳以上の方は、厚生年金の被保険者ではないため、標準報酬月額相当額と標準賞与額相当額に読替(以下同様)。

◆在職老齢年金のフローチャート



※補足：総報酬月額相当額は、前頁のとおり、下記①+②になります。

① その月の標準報酬月額：標準報酬月額とは、厚生年金加入時の給与額や、4月～6月の給与支給額の平均額等に基づき、一定幅で区分した標準報酬月額表に当てはめて決定される額

例1：厚生年金加入時の給与額 210,000円 ⇒ 厚生年金加入月の標準報酬月額 220,000円

例2：4月～6月の給与支給額の平均額 400,000円 ⇒ その年の9月からの標準報酬月額 410,000円

このように標準報酬月額は、毎月支給される給与の金額と必ず一致するわけではないです。特に例2は、9月まで数か月のタイムラグがあることに注意しましょう。

② その月以前1年間の標準賞与額の合計÷12：標準賞与とは、賞与額の1,000円未満を切捨てた額

◆在職老齢年金の具体例

Aさんの年金および給与賞与	金額等			
老齢基礎年金(国民年金)	72万円/年			
老齢厚生年金(厚生年金)	240万円/年	⇒	基本月額	20万円
その月の標準報酬月額	30万円	⇒	総報酬月額相当額	40万円
その月以前1年間の標準賞与額	120万円			

Aさんについて、フローチャートに当てはめると、基本月額+総報酬月額相当額の合計額が50万円以下 ⇒ いいえ、ですので、「在職老齢年金による調整後の老齢厚生年金支給月額」の式に当てはめると、老齢厚生年金支給月額は、20万円 - (20万円 + 40万円 - 50万円) ÷ 2 = 15万円 (5万円/月 一部支給停止) になります。Aさんの年金の月額、老齢厚生年金 15万円 + 老齢基礎年金 6万円 = 21万円になります。

Bさんの年金および給与賞与	金額等			
老齢基礎年金(国民年金)	72万円/年			
老齢厚生年金(厚生年金)	240万円/年	⇒	基本月額	20万円
その月の標準報酬月額	60万円	⇒	総報酬月額相当額	80万円
その月以前1年間の標準賞与額	240万円			

Bさんについて、フローチャートに当てはめると、基本月額+総報酬月額相当額の合計額が50万円以下 ⇒ いいえ、ですので、「在職老齢年金による調整後の老齢厚生年金支給月額」の式に当てはめると、老齢厚生年金支給月額は、20万円 - (20万円 + 80万円 - 50万円) ÷ 2 = 0万円 (20万円/月 全額支給停止) になります。Aさんの年金の月額、老齢厚生年金 0万円 + 老齢基礎年金 6万円 = 6万円になります。

※在職老齢年金制度で老齢厚生年金(厚生年金)が全額支給停止されても、老齢基礎年金(国民年金)には影響いたしません。